



へき地医療機関への看護師等の派遣について

徳島発の政策提言の実施

■ 現状と課題

- 人口減少・高齢化が急速に進むへき地においては、看護職員等の人材不足が深刻な状況
- 労働者派遣法上、医師を除く医療従事者の派遣が認められていない。



■ 令和元年5月 徳島発の政策提言を実施

【提言内容】

- へき地における看護職員等医療従事者の派遣が可能となる労働者派遣法の規制緩和
 - ・ 医師不足のため認められている、へき地等における労働者派遣法の適用除外を、不足している看護職員等医療従事者にも認め、週1, 2回のスポット的な医療従事者の派遣が可能となるよう労働者派遣法の規制を緩和すること。

国における動き

■ 内閣府地方分権改革の提案募集

- 令和元年6月28日、本県等からの提案が令和元年の「重点事項」として決定

【提案団体】

徳島県、滋賀県、京都府、堺市、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、香川県、高知県、関西広域連合

■ 閣議決定

- 令和元年12月23日、地方からの提案等に関する対応方針が閣議決定され、「へき地の医療機関への派遣を可能とする方向で検討し、労働政策審議会での議論の結果を踏まえ、令和2年中に結論を得る」とされた。

■ 労働政策審議会職業安定分科会答申

- 令和3年2月5日、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱」について、おおむね妥当との答申が出された。

労働者派遣法(政令)の改正

■ 改正の概要

- 病院等での医療関連業務については、病院等が派遣労働者となる医療資格者を特定できないことによってチーム医療に支障が生じるとの指摘等を考慮し、「原則禁止」とされているが、へき地にある病院等において診療の補助等の業務について労働者派遣を認めることとした。

(1) 対象施設

- ・ 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、介護医療院、医療を受ける者の居宅（訪問入浴介護等を除く）

(2) 対象職種

- ・ 看護師、准看護師、薬剤師、臨床検査技師、診療放射線技師

■ 公布・施行時期

- 令和3年2月25日公布、令和3年4月1日施行

■ 労働者派遣が可能となるへき地の範囲

- 阿南市、吉野川市、阿波市、美馬市、三好市
 - 勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町、那賀町、牟岐町、美波町、海陽町、つるぎ町、東みよし町
- (※徳島市、鳴門市、小松島市、石井町、板野郡を除く15市町村)

へき地医療機関への労働者派遣制度の概要

(1) 派遣期間の制限

- 派遣先は、事業所等における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して労働者派遣を受けてはならない。

(2) 派遣労働者を特定することを目的とする行為の制限

- 派遣先は、労働者派遣契約を締結する際、事前面接や履歴書の送付等の派遣労働者を特定することを目的とする行為をしないよう努めなければならない。
- 派遣元事業主は派遣先による派遣労働者を特定することを目的とする行為に協力してはならない。

(3) 派遣にかかる責任者の選任

- 派遣元事業主及び派遣先において、それぞれ責任者を選任し、派遣労働者からの苦情の処理等の業務に当たらせること。
- 派遣元事業主は医療資格者である派遣労働者からの相談・苦情等に適切に対応しうる体制（専門的なスタッフの配置等）を有していることが望ましい。

事前研修の実施について

- へき地にある病院等に看護師等の労働者派遣を行うに当たっては、派遣元事業主は、医療関連業務がチームにより一体として行われるものであることに加え、へき地においては、対応すべき医療のニーズが広範にわたり得るという特性にかんがみ、へき地にある病院等への派遣後に診療の補助等の業務を円滑に行うために必要な研修（事前研修）をあらかじめ受けた看護師等を派遣する。

① 事前研修の実施主体

各都道府県のへき地医療支援機構等が中心となって行うものであること。

② 事前研修の内容

- ・ 地域におけるへき地医療拠点病院等の医療機関や消防・警察等との連携体制のあり方について
- ・ へき地において必要とされる、救急医療や在宅医療等に関する知識等について
- ・ 派遣先の地域固有の自然環境や生活環境（気候・地形、疾病構造・風土病、ライフラインの整備状況等）について

③ 事前研修の期間

最低6時間以上であることが望ましい。

④ 事前研修を修了した旨の証明

当該看護師等が事前研修を修了したと認められた場合には、へき地医療支援機構等事前研修の実施主体において、その旨の証明書の発行又はこれに準ずる取扱いをもって明らかにする。